



Title	北朝鮮の核兵器問題
Author(s)	黒澤, 満
Citation	国際公共政策研究. 2004, 8(2), p. 17-32
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/7478">https://hdl.handle.net/11094/7478</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 北朝鮮の核兵器問題

## North Korea and Nuclear Weapons

黒澤 満\*

Mitsuru KUROSAWA

### Abstract

Nuclear issue of North Korea is one of the most difficult regional security issues and has, strong impact on Japan's security. Firstly I will show the historical background and sequence of this issue. Then I examine the policy under the Bush Administration leading to the six-party talks. Thirdly, I analyze four possible options for resolving the nuclear issue, and finally I touch upon the argument that Japan may go nuclear because of nuclear threat from North Korea. I conclude that peaceful settlement of the nuclear issue is indispensable and it also calms down the argument for Japan's nuclearization.

キーワード : nuclear weapons, North Korea, Agreed Framework, six party talks, Japan's nuclearization, NPT

---

\* 大阪大学大学院国際公共政策研究科 教授

## はじめに

北朝鮮の核兵器をめぐる動きは、現在の国際社会で大きな注目を集めており、また冷戦後の新たな国際秩序の形成に関連しても重要な課題となっている。またこの問題は日本の安全保障にも直接影響を与えるものであり、日本の積極的な対応も必要とされている。

本稿では、北朝鮮問題の中で核兵器を対象として分析を行うものである。まず北朝鮮の核兵器関連問題の歴史的な流れを考慮する必要があり、冷戦終結直後の積極的な動きと消極的な動きを検討し、その結果としての米朝枠組み合意の内容を分析する。またクリントン政権における対北朝鮮政策を、枠組み合意の実施、朝鮮半島エネルギー開発機構(KEDO)の機能、ペリー報告書などをベースに分析する。

次に、ブッシュ政権はクリントン政権の政策が失敗だったと判断し、北朝鮮には積極的に関与しない政策を採用するが、2002年後半から協議を開始し、北朝鮮の瀬戸際外交がいつそう強硬になり、2003年には6カ国協議開催にいたったが、それらの一連の動きをとらえながら、現状を分析する。

第3に、北朝鮮の核兵器問題の解決に向けてのさまざまな選択肢を検討する。そこでは、軍事的な解決、経済制裁など国連による解決、米朝2国間交渉による解決、6者協議など多国間交渉による解決を考える。

最後に、北朝鮮の核兵器開発が進展し、北朝鮮の脅威が増加するにつれて、米国および日本において、日本の核武装論が議論されるようになったが、その議論の内容と意図、および日本の核武装の意味について考察する。

## 1 1990年代の北朝鮮の核問題

### 1 冷戦終結と北朝鮮の核疑惑

冷戦が終結したことがこの問題の進展の出発点となっており、1990年代初期の情勢を明かにしておくことが必要である。北朝鮮は以前から原子力の開発を実施していたが、ソ連からの原子力平和利用における協力に関連して、ソ連の要求もあり、1985年12月12日に核不拡散条約(NPT)に加入した。条約規定によれば、北朝鮮は国際原子力機関(IAEA)との保障措置協定の交渉を条約の寄託の日までに開始し、交渉開始の後18箇月以内に協定を発効させる義務がある。しかし北朝鮮はIAEAとの交渉を行わなかった。その主要な言い訳は、韓国に米国の核兵器が配備されているという理由であった。

冷戦が終結し、米国のブッシュ大統領（第41代）は、いわゆる大統領イニシアティブにより1991年9月に、地上配備の短距離すなわち戦域核兵器を全世界的に廃棄することを発表した。これにより韓国に配備されていた核兵器もすべて撤去されることになり、同年12月12日に韓国の盧泰愚大統領は、韓国に核兵器は1つもないと宣言した。また米韓はそれまで実施してきたチーム・スピリット共同軍事演習も中止した。このような朝鮮半島の環境改善により、朝鮮半島非核化共同宣言が合意され、北朝鮮との保障措置協定が締結された。

## 2 朝鮮半島非核化共同宣言

冷戦終結後の環境改善に伴い、韓国と北朝鮮は1991年12月13日に、「南北間の和解、不可侵、交流・協力に関する議定書」に署名したが、これは1945年の朝鮮分裂以来の最も重要な合意となっている。その後両国は非核化の交渉を行い、同年12月31日に「朝鮮半島非核化共同宣言」に署名した。その内容は以下のとおりである。

- ① 南と北は、核兵器の試験、製造、生産、接受、保有、貯蔵、配備、使用を行わない。
- ② 南と北は、核エネルギーを平和的目的だけに利用する。
- ③ 南と北は、核再処理とウラン濃縮施設を保有しない。
- ④ 北と南は、朝鮮半島の非核化を検証するため、相手側が選定し双方が合意した対象について、南北核管理共同委員会が規定する手続と方法によって査察を実施する。
- ⑤ 南と北は、この共同宣言の履行のため、共同宣言の発効後1カ月以内に南北核管理共同委員会を構成し、運営する。
- ⑥ この共同宣言は、南と北がおのおの発効に必要な手続を経て、その本文を交換した日から効力を発生する。

この共同宣言は1992年2月19日に発効し、3月19日には「核管理共同委員会」も設置された。しかし2国間査察制度について意見が大きく対立し、合意に達することはできなかった。

## 3 保障措置協定の締結と NPT からの脱退通告

北朝鮮は1992年1月30日に IAEA との保障措置協定に署名し、協定は4月10日に発効した。北朝鮮の冒頭報告にもとづく特定査察 (ad hoc inspection) が5月25日から開始され1993年2月まで6回の査察が実施された。その結果、IAEA 事務局長は2月9日に北朝鮮に対し特別査察 (special inspection) を要求した。その目的は、サンプルと計測における大幅な矛盾を明白にすることで、北朝鮮内の2つのサイトへのアクセスを得ることであった。

北朝鮮は特別査察の要請を拒否するとともに、3月12日には NPT からの脱退を通告した。IAEA 理事会および国連安全保障理事会が決議を採択し、北朝鮮に対し脱退声明を再考し、NPT の義務を尊重し、保障措置協定を遵守するよう要請した。米国との高官協議における進

展を背景とし、北朝鮮は、脱退声明が発効する前日の6月11日にその発効を一時停止すると発表した。しかし、その後事態はまったく進展しなかった。

1994年6月15日に米国は、国連安全保障理事会において、北朝鮮に対する制裁を提案し各理事国との調整を開始し、米国の単独の軍事行動の可能性も検討されるようになった。6月16日にカーター元大統領が金日成主席と会談し、その結果を受けて同日クリントン大統領は北朝鮮が核開発を凍結することを条件に米朝高官協議を再開することを表明した。

#### 4 米朝枠組み合意と KEDO

1994年10月21日に米朝間で署名された「枠組み合意 (Agreed Framework)」では、以下の4つの大枠がまず定められている。①両国は、北朝鮮の黒鉛減速型原子炉・関連施設を軽水炉発電所に代替することに協力する。②両国は、政治的・経済的関係の完全な正常化に向けて動く。③両国は、非核朝鮮半島の平和と安全のため協力する。④両国は、国際核不拡散体制の強化のために協力する。

この内容は核不拡散が中心であり、まず北朝鮮が NPT の当事国にとどまること、北朝鮮が核開発を凍結し IAEA の監視下に置くこと、米国は国際共同事業体を組織し、北朝鮮に2000メガワットの発電所を提供すること、軽水炉計画の重要な部分が完成するとき、しかし中核の原子力構成要素が搬入される前に、北朝鮮は IAEA との保障措置協定を完全に遵守することが定められている。

この原子炉建設計画を実施するために、1995年3月9日に朝鮮半島エネルギー開発機構 (KEDO) が発足した。KEDO は米国、日本、韓国を原加盟国とし、EU (欧州連合) とともに理事会を構成している。1997年8月には起工式が行われた。1998年7月の理事会で総事業費と各国負担額が決められ、総額46億ドルで、韓国が32億2000万ドル (70%)、日本が10億ドル (21.7%) と決められた。また1999年12月には原子炉建設に関する KEDO と韓国電力会社との契約が成立した。2003年頃完成が予定されていたが、さまざまな理由で工事は大幅に遅延し、その後計画自体の中止へと推移している。

#### 5 ペリー・プロセス

米朝間には枠組み合意が存在していたが、KEDO プロジェクトは大幅に遅れる中で、1998年8月には北朝鮮がテポドン・ミサイルを発射し、それは日本列島を越えて三陸沖に着弾した。また結果的には1999年5月の米国の現地調査により疑惑は除かれたが、北朝鮮の金倉里の地下施設が再処理を行っているのではないかという問題も生じていた。そこで米国は新たなアプローチの必要性を感じ、ペリー元国防長官を北朝鮮政策調整官に任命し、彼は1999年9月に「米国の北朝鮮政策の見直し」を提出した。

その中心は、武力衝突を回避しつつ、北朝鮮への支援を継続し、同盟国間での政策の調整を図りながら、新たな危機に対処するというものであり、特に米日韓の政策強調を重視している。また、核問題とミサイル問題の両面に注目する包括的・統合的アプローチを唱え、安定した抑止体制を維持しながら、枠組み合意を発展させつつミサイル問題を含めて交渉により解決するというプロセスを提唱した。

2000年6月にはピョンヤンで南北首脳会談が開催され、南北朝鮮の間の対話が促進され、2000年10月には米国のオルブライト国務長官が北朝鮮を訪問し、北朝鮮首脳との協議を行い、さらにクリントン大統領の訪朝も議論されたが、大統領選挙での混乱などにより、それは実施されなかった。しかし、この時期にはクリントン政権の北朝鮮への強力な「関与政策」により、核問題、ミサイル問題を含む包括的な解決の可能性が存在していたが、時間切れのため最終的な解決には至らなかった。

## II プッシュ政権期の北朝鮮の核問題

### I 当初の政策

プッシュ政権が2001年1月に誕生したが、その北朝鮮に対する政策はすぐには示されなかった。基本的には政策見直しの継続中ということであったが、2001年3月の韓国の金大中大統領との会談においては、金大統領の太陽政策を一応は支持しつつも、クリントン政権の関与政策とは一線を画し、北朝鮮への不信を表明し、米朝交渉を継続する意思がまったくないことが明かにされた。

2001年6月6日に、プッシュ政権の北朝鮮政策が初めて明らかにされたが、そこでは、①北朝鮮の核活動に関連する枠組み合意の履行の改善、②北朝鮮のミサイル計画の検証可能な規制およびそのミサイル輸出の禁止、③通常軍事態勢の脅威の削減、を含む広範な議題について北朝鮮と真剣な討議を行うようわが国家安全保障チームに命令したとされている。ただし、「われわれのアプローチは、北朝鮮が関係改善を本当に望んでいるかどうかの真面目さを示す機会を北朝鮮に与えるものである。もし北朝鮮が積極的に対応し、適切な措置を取るならば、われわれは北朝鮮の人民を助ける努力を拡大し、制裁を緩和し、その他の政治的措置をとる」と述べている。

この政策の特徴は、核問題のみならず、ミサイル問題を含むこと、さらに通常兵器の態勢についても議論に含めていることであり、前二者はクリントン政権時にも含まれていたが、新たに通常兵器も含まれたことである。もう1つは、これらの問題について直ちに交渉を開始するというものではなく、北朝鮮がまず核兵器関連の活動を完全に停止し、ミサイルに対

する規制や輸出禁止を受け入れ、通常兵器について一定の措置をとった場合に、米国は交渉を開始し、米国の側から一定の措置が取られるというものである。

また2002年1月29日の一般教書演説において、ブッシュ大統領は、テロを支えるレジームが大量破壊兵器で米国や同盟・友好国を威嚇するのを防止することが目的であるとし、北朝鮮は、自国民を飢えに苦しませながら、ミサイルおよび大量破壊兵器で武装しているレジームであると述べ、北朝鮮、イラン、イラクは「悪の枢軸」を形成しており、世界の平和を脅かすために武装していると述べた。

米国の当初の北朝鮮政策は、北朝鮮が事態を改善しない限り米国からは動かないという不関与政策であった。それは、前政権との政策の違いをアピールすることの必要性、ブッシュ大統領の北朝鮮、特に金正日に対する大きな不信感の存在、さらに9.11以降におけるアフガン問題へのエネルギーの集中、最後にイラク問題への積極的な軍事的関与などが背景の要因であると考えられる。

## 2 ウラン濃縮計画と NPT からの脱退

ブッシュ政権が発足して1年半以上経過した2002年10月3-5日にケリー米国務次官補が北朝鮮を訪問し協議を行ったが、この会談において北朝鮮がウラン濃縮製造計画をもっていることを米国に通知したことが、10月16日に発表された。米国は、この計画が米朝枠組み合意、NPT、IAEA 保障措置協定、朝鮮半島非核化共同宣言に対する重大な違反であると主張し、検証可能な方法で核兵器計画を撤去することを要請した。

他方、北朝鮮は、米国は北朝鮮を「悪の枢軸」とし、核先制攻撃対象とし、米朝枠組み合意を無効化させていると反論し、自主権と生存権を守るため核兵器を持つし、それ以上のものをも持つと述べ、さらに米国が自主権を認め、不可侵条約を締結し、経済発展の障害を作らないという3条件の下で、協議により解決する用意があると述べた。

このように、米国は北朝鮮の核兵器計画の撤廃が先決であるとし、北朝鮮は米国の不可侵条約が先決であるとし、双方とも相手方がまず妥協すべきことを強く要求し、米朝の対立は極限に達した。その後、米国の強い要求の下で、KEDO 理事会は11月14日に枠組み合意に含まれていた重油の供給を12月より停止することを決定した。

この措置に反発して北朝鮮は、12月12日に核凍結の解除および再稼働を表明し、IAEA に核施設の封印と監視カメラの撤去を要求した。IAEA が応じなかったため、北朝鮮は12月21日に実験炉および使用済み燃料倉庫の封印を撤去し、監視カメラを覆い、27日には IAEA 常駐査察官の退去を決定した。これにより IAEA の査察活動は停止することとなった。

北朝鮮は、さらに2003年1月10日に NPT からの脱退の声明を再び発表し、1993年の脱退声明は効力が生じる1日前に一時停止されていたので、今回の脱退は翌日1月12日に効力を

生じると述べた。この解釈も法的に可能かもしれないが、多くの国は前回の脱退は撤回されたものと解釈し、今回の脱退は条約規定にあるように3カ月後の4月10日に効力を生じるものと考えた。

さらに、脱退の権利の性質に関して、そもそも重大な違反をしている国が、そのような脱退の権利を行使できるのかという疑問が出された。一般の条約の場合は相手が重大な違反をしている場合に、それを根拠に条約の終了や一時停止をすることができる。軍縮関連条約の場合には、条約の対象である事項に関する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認める場合に脱退する権利が認められている。国家の安全保障の根幹に関わる核兵器に関する条約では、一般条約と比較して容易な条件で脱退が認められている。しかし、重大な違反を自ら犯しながらその責任を逃れるために条約から脱退することは、その違反の責任を果たしていないことから、脱退の権利を行使できないと主張されている。

ブッシュ政権発足以来の2年間の米朝関係は、国際社会の平和と安全に逆行する方向に進んでいった。クリントン政権と比較すれば、ブッシュ政権は北朝鮮への関与政策から離脱し、北朝鮮の核問題への積極的な対処を実施しなかったし、逆に北朝鮮は、米国との対話の再開を期待しつつ瀬戸際政策をエスカレートさせる政策を追求したことが、この時期の情勢の特徴となっている。米国は北朝鮮が米国の要求にまず応えることを要求し、北朝鮮は米国が北朝鮮の要求にまず応えることを要求したからである。

その結果、この2年間に実質的な協議あるいは交渉はまったく行われず、事態の進展がまったく見られなかったのみならず、事態の悪化が急速に進展した。すなわち、北朝鮮の核開発は、2000年の状態から一層進み、北朝鮮は核兵器を保有していることを明言するに至った。北朝鮮が実際に、核兵器を保有しているのか、どのような段階の進展状況なのか、さらにいくつ保有しているのかについてはさまざまな情報が交錯しており明確ではないが、2000年の状況より一層進歩していることは間違いない。この時期に米国が何らの積極的対応を取らなかったことは、北朝鮮の核兵器開発を放置する結果となり、核問題の悪化という結果を招くことになった。

### 3 3者会談と6者会談

協議の枠組みをめぐる、北朝鮮は核問題は米国との2国間交渉においてのみ解決されると主張し、米国は核問題は国際社会全体の問題であり、2国間交渉ではなく多国間交渉でなければならぬと主張し、両国は鋭く対立していた。また交渉の内容についても、米国は検証可能な核兵器計画の廃棄を前提条件とし、北朝鮮は体制維持、不可侵条約を前提条件としていた。

このようにまったく対立する立場を強硬に主張する両国を交渉に着かせるのはきわめて困

難なことであった。2003年に入り、中国が両者の間を仲介する形をとり積極的に動き出したことを契機に、両国は米国、中国、北朝鮮の3者協議を北京で開催することに合意し、4月に3者協議が実施された。しかし、中国を交えて両国が協議したことは一定の進歩と考えられるが、両国の立場は以前のままであり、実質的な進展は見られなかった。

その後、米国がさらに日本、韓国、ロシアを含めた6者協議を強く主張し、6者協議の中の2国間協議の可能性もあったため、北朝鮮は6者協議の開催に同意し、8月27日から3日間北京で開催された。核兵器問題に関して、北朝鮮は米国の敵視政策の転換が先決であると主張したが、北朝鮮以外の5カ国は北朝鮮の核開発の放棄という点では一致していた。ただ、米国、日本、韓国は核開発の放棄が先決であると主張したが、中国とロシアは北朝鮮の安全保障にも配慮すべきであるという態度をとった。また核問題の解決方法についても、経済制裁も辞さないと考える米国、対話と圧力の政策をとる日本、対話を重視する韓国、さらに対話によるべきだとする中国とロシアといった具合に、かなりの姿勢の違いが見られた。

この6者協議では具体的な合意や進展は見られなかったが、それぞれの見解が明確になり、今後も協議の枠組みを維持し対話を継続することとなったので、一応の成果があったと考えられる。実質的な進展はその後の協議に委ねられたが、9月に入って米国が強硬路線を軟化させ、北朝鮮の核開発の放棄前にも米国側の一定の譲歩もありうること、核の放棄以前にも一定の条件下で北朝鮮に対する安全の保証を与える意図があることが示された。今後の6者協議やそれに関連する協議の進展が期待される。

### III 核問題解決のオプション

#### I 軍事的解決

米国政府の現在の公式なオプションの中にもこの軍事的解決は含まれていない。しかし米政府の内部においても軍事的解決を示唆する人々が含まれているし、状況の進展により、それが現実的なオプションになる可能性は排除されていない。

そのことは、米国の現在の軍事ドクトリンがならず者国家などに対する先制攻撃という手段を正式に承認しているからであり、実際にイラクに対して先制攻撃が実施されたことから伺える。2002年1月の一般教書演説では、イラク、イランとともに北朝鮮は悪の枢軸を構成していると述べられており、イラクへの軍事行動の準備が進められる中で、なぜイラクには武力が用いられ、北朝鮮には用いられないのかが広く議論された。

北朝鮮に対する軍事的解決がこれまで政策の高い優先度をもたなかったのは、北朝鮮の軍事力がイラクよりも相当強いことが指摘されているとともに、米国の同盟国である日本と韓

国が北朝鮮の反撃の標的となり被害を受ける可能性がきわめて高いからであると考えられる。さらに、中国とロシアは軍事的な解決に絶対反対の立場を取っているからである。

しかし、イラク戦争の場合は、中国やロシアのみならず、フランスやドイツの反対があったにもかかわらず、また国連安保理事会で少数国の賛同しか得られない中で軍事的なオプションが選択された。さらに、武力行使の大きな理由とされた大量破壊兵器の保有という状況がいまだに発見されないという情勢になっている。

日本政府は対話と圧力という政策の下に、圧力も選択肢に含めているが、武力行使をいう選択肢は今のところ考えていない。韓国も基本的に反対であるし、ロシア、中国の立場からすれば、軍事的オプションがとられる可能性はきわめて低いし、その効果も必ずしも明らかではなく、かえって逆効果の方が大きいと一般に考えられている。

したがって、軍事的オプションがとられる可能性はきわめて低いが、現在のプッシュ政権はいつ単独主義に戻るかもしれないし、状況によっては、強硬派が発言力を強めることも必ずしも否定できないので、米国の単独軍事行動を防止するために、他の4カ国は注意深く事態を見守る必要がある。

## 2 経済制裁

現在でも北朝鮮に対し、国際機関の援助の禁止など部分的な制裁は課されているが、それを大幅に拡大するような国連による全面的な経済制裁は、米国のオプションには含まれている。米国は、一方において北朝鮮の経済的自己破滅というシナリオをもっており、経済的な圧力により北朝鮮を屈服させるか、北朝鮮がみずから破綻するという方向をも視野に入れている。

2002年10月に北朝鮮がウラン濃縮計画を持っていることを明らかにした後、米国は重油の供給を停止するという決定を行い、経済的な圧力を実施している。さらに進んで国連による国際社会全体として経済制裁を課す可能性は残されているが、一方で、中国やロシアが強く反対していることがあり、他方で、北朝鮮は経済制裁が自国に対する攻撃であるとみなすと発言している。米国およびそれに従ういくつかの国による経済制裁は可能であろうが、国連としての経済制裁の可能性は低いと考えられる。もちろん事態の推移によっては、その可能性が全面的に排除されないかもしれない。

また、経済制裁の実施が、北朝鮮の核開発計画の放棄に直接結びつくかどうかともまったく不確かである。自国民の多くが飢餓状況にあると報じられている中で、そのような状況を顧慮することなく核開発を進めてきたこれまでの状況を考えると、実効性はあまり期待できない。

### 3 米朝2国間交渉

クリントン政権においては、関与政策を基盤として北朝鮮との2国間交渉を実施し、1994年には枠組み合意を成立させた。当初は北朝鮮が近い将来に自己破滅するとの見方も存在したが、ペリー報告以降、対話と圧力の下に協議を継続し、2000年にはオルブライト国務長官の訪朝も実現させた。

ブッシュ政権に入って、前政権の政策はほぼ完全に放棄され、枠組み合意は失敗であったと評価され、北朝鮮が一方的に態度を改め、核開発計画を完全にかつ検証しうる形で放棄しない限り、いかなる協議も行わないという態度を取り続けた。さらに交渉の前提として、核問題のみならず、ミサイル問題および通常兵器の問題も含めて、北朝鮮に一方的な譲歩をせまるものであった。

またブッシュ政権においては、北朝鮮と何らかの協議を開始することそれ自体が譲歩を意味するので、避けるべきであるとの考えが支配的であった。その意味で、ブッシュ政権の政策は、敵対的な無視とも言えるもので、米国がイラクの問題で多忙であったという側面があるとしても、政権成立後2年以上にわたり、実質的な協議はまったく実施されなかった。

他方、北朝鮮は米国との交渉を唯一の選択肢とする政策を取り続けたため、それを真正面から拒否する米国の意図を変えさせるために、さまざまな瀬戸際政策を取り始めることになった。しかし、米国はその威嚇に影響されることなく、逆にそのような政策に対応しつつ、1994年の枠組み合意が失敗であったと主張した。

北朝鮮の威嚇に対して安易に妥協しないという態度は米国の政策として肯定できるとしても、交渉や妥協のみならず、何らの対話も実施せず、敵対的に無視し続けた態度は、朝鮮半島における安全保障環境が悪化していく中できわめて無責任な態度であったと考えられる。その間に、北朝鮮の核開発は徐々に進行し、2000年段階の状況から大きく進み、北朝鮮はすでに核兵器を保有しており、それを実証することができると主張するまでエスカレートしてしまっている。

北朝鮮の声明が事実かどうかは確認の手段がないが、ブッシュ政権が無視し続けた2年間に、北朝鮮の核開発が大きく進展していることは間違いない。北朝鮮の核開発をロール・バックさせ、放棄させるには、できるだけ開発の早い段階に具体的措置をとることが必要であったし、時間の経過とともに、核兵器開発計画の放棄という行動がより困難になっていることは確かである。

しかし、次に述べる6者協議の進展具合によっては、米朝2国間交渉が必要になる可能性も否定できない。米国は基本的には2国間協議や交渉を拒否しているが、形式的には6者協議の中で、実質的な2国間交渉を行うことが核問題の解決に有効であるかもしれない。

#### 4 6者協議

6者協議が2003年8月に実施されたが、これは米国が2国間協議を拒否し、多国間協議を主張していたことから、米国の方に北朝鮮が妥協した形になっている。米国が多国間協議を主張する公式の論理は、核問題は米朝間のみの問題ではなく、国際社会全体の問題であるから多国間で協議すべきであるというものである。しかし、実際には、米国は北朝鮮と積極的に話し合う意図をもっていなかったからであり、北朝鮮に圧力をかける場合に多数の国家による方が効果的であると考えたからである。

さらに米国は、自らイニシアティブを発揮するのではなく、北朝鮮と最も近い関係にある中国に対し、この問題に積極的に関与するようさまざまな形で動いてきた。その結果、まず米中朝の3者協議が開催され、さらに日韓口を含めた6者協議へと発展してきたのである。

当面の進展が期待できるのはこの6者協議のみであり、北朝鮮の核問題の解決に向けて、双方の相互的かつ段階的な譲歩を伴って、問題の最終的解決に向けて進むしか選択肢は現在のところ存在しない。それはまず、何らかの形による北朝鮮の安全の保証と北朝鮮の核開発の放棄に向けての部分的な措置といった形で開始し、相互的かつ段階的なアプローチが取られるべきである。

### IV 日本の核武装

北朝鮮の核問題が徐々に本格化する中で、日本の核武装に関する主張が米国および日本で議論されるようになった。北朝鮮からの脅威がこれほど大きくなる以前においても、日本において核武装をすべきだとの主張がまったくなかった訳ではないが、それらは厳しく批判および非難され、核武装論そのものがタブーであった。しかし、ここ1、2年の動きを見ると、核武装すべきかどうかは別にして、それを議論することそれ自体はもはやタブー視されなくなっている。

#### 1 米国での議論

米国での議論の代表的なものは、2003年1月3日のワシントン・ポスト紙に掲載されたCharles Kauthammerの“The Japan Card”という記事である。そこでは「われわれは中国人の所へ行って、もし中国が北朝鮮を締めつけることに協力しその核武装化を阻止するのに協力しないならば、われわれは日本が独自の核抑止力を創設しようとする試みを承認するであろう。……もしわれわれの悪夢が北朝鮮の核であるならば、中国の悪夢は日本の核である」と述べられている。

ここでは、中国が北朝鮮の核問題解決に向けて積極的役割を果たさないならば、日本の核武装を米国は許容するという言い方を通じて、中国に積極的関与を行うよう強く要請しているものである。同様に John McCain も、「中国が北朝鮮問題に深く関与しこの危機の迅速な解決をもたらさないならば、日本は独自の核兵器を持つ以外の選択肢がないことを、中国人は理解すべきである」と述べている。

また、Ted Galen Carpenter は、CATO Institute, *Foreign Policy Briefing*, No. 73 "Options for Dealing with North Korea" January 6, 2003 において、北朝鮮問題の解決のオプションとして、1994年のような政策、先制攻撃、経済制裁を検討して、これらをすべて否定し、新たなオプションとして、「もし北朝鮮がその核兵器計画を放棄しないならば、米国は韓国および日本に対して、核武装するという自らの決定をとるよう奨励する、ということをも米国は北朝鮮に伝えるべきである」と主張している。

さらに、米国においては、北朝鮮が核武装すれば、当然に日本を含む近隣諸国が核武装するであろうというドミノ理論が主張されている。

米国での日本の核武装に関する主張は、日本は積極的に核武装すべきであるとか、するであろうという主張ではなく、1つは中国に対して、北朝鮮問題に真剣に取り組むよう仕向けるためのものであり、そうしなければ日本も核武装し、中国にとってマイナスになるという主張である。もうひとつは、北朝鮮に対する圧力として、核を放棄しなければ近隣諸国も核武装し、北朝鮮の優位は維持できなので、妥協すべきであるという主張である。

## 2 日本での議論

日本では、2002年5月に安倍官房副長官が早稲田大学での講演で、日本が防衛用の小型の核兵器を持つことは憲法上禁止されていないという従来の政府解釈を述べ、それに関連して、福田官房長官が、憲法の改正が議論されるようになっていたので、非核三原則の改正もありえないわけではないと発言した。これは、北朝鮮に言及するものでもなく、また日本は核武装すべきであるという主張でもないが、この時期に政府の中心人物がこのような発言を行ったこと自体が重要であろう。

しかし、小泉首相を含め、これは仮定的な問題を理論的に述べただけであるという説明が広く行われ、結果としてこれらの発言は大きな問題とはならなかった。これは1999年に西村真悟防衛庁副長官が、日本の核武装について議論を始めるべきだと述べ、その翌日にそのポストを辞任せざるを得なかった事態とは対照的である。発言内容が直接的でなかったという違いはあるが、全体の対応がそれほど厳しいものではなく、核武装に対する日本全体の認識が変化しつつあることが示された。

その後、研究者、評論家、政治家の中からも、北朝鮮の対応に対するフラストレーション

もあり、日本は自ら核武装すべきであるという主張が広く行われるようになった。そこには、米国との関係につき、日本は米国とは独自の路線を歩むべきであるというナショナリスティックな考えから、日米同盟を支持しながらも、米国がいざというときに東京のためにサンフランシスコを犠牲にすることはありえないので、独自の核を持つべきだとする考え、あるいは米国の核を支持しながらも追加的なものとして日本の核武装を主張するものまで、さまざまである。

西原正防衛大学校長は、2003年8月14日のワシントン・ポスト紙の“North Korea's Trojan Horse”と題する寄稿において、「米国との不可侵条約の締結という北朝鮮の提案が、重要な米国政策決定者の間でまた他の影響力ある人々のあいだで支持を得ているように見えるのは遺憾なことである。そのような条約は、実際には、米軍の韓国からの撤退、さらに日本が独自の核兵器を展開するための正当化へと導くものになるであろう」と述べた。

これは不可侵条約を締結した結果、北朝鮮が生物化学兵器で日本を攻撃した場合に、米国は日米安全保障条約による援助を行えなくなるという論理である。直接的には、日米同盟が重要であり、それを損なうような条約を北朝鮮と締結しないよう米国に呼びかけるものである。しかし、間接的には、北朝鮮の核問題をめぐって、日本も核武装の準備なり議論なりをすべきであることを主張している。

このように、日本における議論は、北朝鮮の核開発を主原因とし、北朝鮮の脅威にどう対応するかという側面から議論されている。

### 3 日本核武装の議論

日本は核武装すべきか否かを考える場合には、緊急の課題である北朝鮮の核問題にいかに対応するかという現在の問題に即して考えることが必要であることは間違いないが、それだけでなく、もっと広いかつ長期的な観点からも検討することが必要である。

第1に、短期的視点として核武装が主張されているのは、軍事および政治的に北朝鮮の核脅威への対応としてである。米国での主張は、主として中国への圧力としてまたは北朝鮮への圧力として語られている。日本では、基本的には北朝鮮の脅威への対抗策として考えられている。日本が核兵器をもてば、北朝鮮との交渉において、あるいは北朝鮮の関係一般において、日本も対等の立場で今まで以上の強い要求を出すことができ、北朝鮮の瀬戸際外交に対抗することができ、北朝鮮から譲歩を引き出すことができる、という考えである。政治的道具としての核兵器が一定の役割を果たす可能性があることは認められるかも知れない。

次に、日本の核武装が日本独自の核抑止を形成し、日本の安全保障に有益であるという主張がある。この考えは北朝鮮に対して抑止が作用するとの前提で議論されており、北朝鮮には抑止はきかないという考えとは区別される。日本の核抑止が作用するとすれば、現在の米

国の核抑止がどうして作用しないのか説明する必要がある。これには、米国の核抑止は必ずしも信用できないという考えと、ある程度信用できるが、追加的に日本の核抑止力をもつのが好ましいという考えが存在するだろう。

短期的にかつ北朝鮮の脅威に限定して日本の核武装論を検討すれば、一定のメリットが認められるかも知れない。しかし、もっと広範にかつ長期的な観点から、この問題を検討することが不可欠である。以下において、国際社会全体との関係、米国との関係、アジア諸国との関係を検討する。

第1に、日本の国際社会における状況を検討することが必要である。日本はこれまで、平和国家として最小限の防衛能力しかもたないし、核兵器は持たないという政策を基礎に、国際社会の協力体制を拠り所として、日本の平和と繁栄を享有してきた。平和な国際情勢が日本の生存に不可欠であり、各国との協調関係を基礎に日本は経済大国としての地位を獲得してきたのである。小さな島国であり、またエネルギー資源をほとんど国内にもたず、食料も大量に輸入しているが、それは平和な国際環境の中においてのみ可能なのである。

日本が核武装すれば、日本は核不拡散条約から脱退することになり、IAEA 保障措置もすべて適用されなくなる。それは北朝鮮が実際に行ったことであり、日本がならず者国家になることを意味するかもしれない。北朝鮮の場合とは異なり、日本の脱退は核不拡散体制そのものに対して決定的な打撃となる可能性がある。それは日本の国際的な孤立を招くであろう。

また核武装すれば、各国との原子力平和利用協力協定も失効し、日本の原子力はストップすることになり、日本のエネルギー資源は大幅な削減を余儀なくされる。さらに多くの国と敵対的な関係に入る可能性が高く、その場合には経済制裁が発動される可能性もあり、日本のように多くの資源を輸入に依存している場合には、国家の存立すら危機に瀕するようになるかもしれない。

したがって、日本が核武装しつつも現在の日本の平和と繁栄を失わないためには、国際社会全体から、日本の核武装を承認してもらうことが必要になるが、現状ではそれはまったく不可能なことである。

第2に、米国との関係を検討すべきであり、米国の専門家が、日本の核武装の容認を語るのには、中国に対する圧力として、または北朝鮮に対する圧力として、仮設的に語っているのであり、日本の核武装を正面から是認しているわけではなことを理解すべきである。さらに彼らの意見は政府の正式の見解ではなく、個人的なもので米国内でどれだけの支持があるかも明確ではない。

1つの側面は、米国は不拡散をその外交政策の最優先課題としており、さらに強硬な手段として対抗拡散 (counterproliferation) をも主張している国である。1960年代からの核不拡散の議論をリードしたのも米国であり、ソ連と共同で核不拡散条約の成立に努力したが、条

約成立当時の直接の目的は、ドイツや日本の核武装を防止することであった。このように、核不拡散体制の主唱者である米国が日本の核武装を容認するのかという問題がある。

確かに米国はイスラエルの核武装を容認しており、特にブッシュ政権になってからは、外交政策の基準が国際法に従うよりも、自国にとって短期的に利益かどうか、また自国の味方が敵かといった観点から決定されるようになっているので、日本は味方であり、敵である北朝鮮の核問題解決に必要であるという判断が下される可能性は、ほとんど考えられないが、まったくない訳ではない。しかし、それは、核不拡散体制の崩壊へと導きわめて危険な選択であり、米国が日本の核武装を容認するとはほとんど考えられない。

もう1つの側面は、日本が核武装を実施し自らの核抑止を構築しようとすることは、一方において米国の核抑止が信頼できない、あるいは不十分であるというメッセージを米国に送ることになる。これまでの日本の防衛政策は、核兵器による威嚇に対しては米国の核抑止力に依存するというものであり、この政策からの大きな転換となり、日米安全保障条約に基づく日米同盟の根幹を疑問視することになる。日本は日本の安全保障政策の中心の1つに日米同盟を位置付けてきたが、日本の核武装は、日米同盟に対する日本からの異議申し立てであり、米国がそれをどう受け止めるかが問われなければならない。米国は、日本からの異議申し立てに対して、在日米軍の撤退あるいは日米同盟の解消といった強硬な対抗措置をとるかもしれない。そうなれば、日本の安全保障は逆に弱体化すると考えられる。

歴史的にも同盟関係は変遷していくものであり、未来永劫に日米同盟に日本の安全保障を委ねる必要は必ずしもないとしても、現在の状況で日米同盟を損なうことは賢明ではないと考えられる。

第3に、アジア諸国との関係を考えて、日本の核武装化はアジア諸国から大きな反発を受けるものと考えられる。第2次世界大戦およびそれ以前の日本の軍事行動やその後の対応に関連して、アジア諸国は日本の軍事化にはきわめて敏感である。これまで日本は専守防衛であるとか、軍事大国にならないといった方針を繰り返し表明し、アジア諸国の危惧を払拭する努力を行い、東アジアの安全と安定を維持することが日本の利益になると考えてきた。

このような経過からして、日本が核武装することはアジア諸国との関係をきわめて悪化させるものであり、韓国や台湾の核武装化を誘引する可能性もあり、東アジアの情勢はきわめて不安定なものになるであろう。

このように、日本の核武装は、短期的にまた北朝鮮との関係のみに限定すれば、一定の政治的かつ軍事的意味合いを持つかもしれない。しかしもっと広くかつ長期的に検討すれば、上述のメリットを何倍も上回るデメリットが発生する可能性がきわめて高い。すなわち、日本の平和および繁栄が大きく損なわれる可能性がきわめて高い。

## む す び

北朝鮮の核問題は現在進行中であり、この問題の解決に向けてのシナリオは予断を許さないが、残された選択肢は話し合いによるものしかなく、かつ相互性と段階性をともなった包括的な解決が追求されるべきであろう。北朝鮮の核問題が平和的に解決されることによって、日本の核武装に関する議論も意味を失い消滅するであろう。また逆に日本の核武装の議論を無意味なものにするためにも、北朝鮮の核問題の早期の平和的解決が追求されるべきである。